

計画策定年度	平成 20 年度
計画見直し年度	平成 23 年度

香美（香美市）農業振興地域整備計画書

平成 24 年 3 月

高知県香美市

目 次

第1 農用地利用計画.....	1
1. 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針.....	2
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	5
2. 農用地利用計画.....	10
第2 農業生産基盤の整備開発計画.....	11
1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	11
2. 農業生産基盤整備開発計画	15
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	18
4. 他事業との関連.....	18
第3 農用地等の保全計画.....	19
1. 農用地等の保全の方向	19
2. 農用地等保全整備計画	19
3. 農用地等の保全のための活動.....	19
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	20
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	21
1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	21
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	21
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	23
2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	23
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	23
第5 農業近代化施設の整備計画	24
1. 農業近代化施設の整備の方向.....	24
2. 農業近代化施設整備計画.....	24
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	25
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....	26
1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	26
2. 農業就業者育成・確保施設整備計画	26
3. 農業を担うべき者のための支援の活動.....	26

4. 森林の整備その他林業の振興との関連.....	26
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画.....	27
1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	27
2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	27
3. 農業従事者就業促進施設	27
4. 森林の設備その他林業の振興との関連.....	27
第8 生活環境施設の整備計画.....	28
1. 生活環境施設の整備の目標	28
2. 生活環境施設の整備計画.....	28
3. 森林の設備その他林業の振興との関連.....	28
4. その他の施設の整備に係る事業との関連	28
第9 附図.....	29
1. 土地利用計画図（附図1号）	29
2. 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）	29
3. 農用地等保全整備計画図（附図3号）	29
4. 農業近代化施設整備計画図（附図4号）	29
5. 生活環境施設整備計画図（附図5号）	29
別記 農用地利用計画.....	29

第1 農用地利用計画

1. 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

① 地域の概況

本市は、平成18年3月に旧土佐山田町・旧香北町・旧物部村が合併して誕生した。高知市の東方15～40kmに位置し、北は大豊町・本山町、西は南国市、東は安芸市・徳島県三好市・那賀町、南は香南市に接している。市域は538.22km²あり、その87.5%が森林で起伏に富んだ緑豊かな環境にある。

東北部は四国山地に広く含まれ、概ね1,000～1,800mの急峻な山並みが続いている。森林の約7割が人工林となっているが、天然林も多く残されている。また、降水量が多いことから、森林資源の形成や農作物の育成に適した地域となっている。

西南部は市域を貫いて流れる物部川により平野を形成している。気象条件、立地条件に恵まれ、施設園芸をはじめとする農業が盛んである。

本市は、物部川を軸に古くから栄え、自然と共存する暮らしを育みながら、長い歴史を刻んできた。近年では、県の産学官連携による産業振興拠点の一つとして、平成9年に高知工科大学が開校、また、これに隣接して、平成16年に高知テクノパークが整備される等、新しい都市の顔が形成されつつある。

② 農業振興地域内の土地利用の現況

現在の土地利用は、総面積32,609haのうち、農用地3,094.0ha(9.5%)、農業用施設用地58.0ha(0.2%)、森林25,745.0ha(79.0%)、住宅地380.0ha(1.2%)、工場用地28.0ha(0.1%)、その他3,304.0ha(10.0%)である。

農用地については、優良農地を積極的に保全するため、国及び県の補助事業を導入し、土地基盤整備を進めてきた。現在のほ場整備率は36.4%に達し、効率的な土地利用がなされている。一方、農産物価格の低迷、農業後継者不足、就農者の高齢化による離農や経営規模の縮小により、耕作放棄地や遊休農地の拡大が懸念される。特に中山間地域においては、農業の弱体化が進行しており、その対応が緊急の課題となっている。

宅地については、大半が急峻な地形を覆う森林となっており、可住地面積は平野部を中心に1割強にとどまっている。市街地では空き店舗や空き家の増加等、商業機能の衰退や人口減少が危惧されているが、商店街の活性化に係わる事業展開や、高知工科大学周辺に事業所や住宅の立地が増える等、新たな展開もみられる。

山林については、水源涵養機能や土砂の流出防止、自然環境や生活環境の保全等の公益的機能を維持するため、各種保安林の整備や治山対策を行っている。しかし、木材価格の長期低迷や生産経費の増大による林業の低迷、また、森林所有者の高齢化や不在化が進み、放置林の増大等により森林の多面的機能が失われつつある。

③ 今後の農業的土地利用についての基本的な構想

本市は、広い市域に住宅地や農村集落・工業団地・観光地等が分散的に形成されている。今後、市全体のバランスある発展を目指すためには、計画的な土地利用の促進が必要である。

農業的土地利用については、農業者の高齢化や後継者不足、農産物の価格低迷など、農業を取り巻く情勢は厳しく、こうした状況を背景に農地の遊休・荒廃化が進展しつつある。

これらの事情をふまえ、今後、農地を保全していくために、農業基盤整備の推進や農村集落の環境整備を併せて行い、土地条件・生活条件の改善を図っていく。また、担い手や後継者の確保・育成を進め、農業に魅力と生きがいを持って従事できるような施策を展開し、農地の遊休・荒廃化を阻止していく。

農業振興地域内の現在と目標

(単位：ha・%)

		農用地	農業用施設用地	森林・原野	住宅地	工場用地	その他	計
現在 (平成22年)	実数	2,932.3	58.0	24,964.8	380.0	28.0	4,245.9	32,609.0
	比率	9.0	0.2	76.5	1.2	0.1	13.0	100.0
目標 (平成27年)	実数	2,917.6	58.0	24,978.5	381.0	28.0	4,245.9	32,609.0
	比率	8.9	0.2	76.6	1.2	0.1	13.0	100
増減	実数	△14.7	0.0	13.7	1.0	0.0	0.0	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地について農用地区域の設定方針

現況農用地面積 2,932.3ha のうち、a、b、c に該当する土地 2,556.1ha について農用地区域として設定するものである。

a 集団的に存在する農用地

- ・10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域及び今後これらを施行する予定の土地

- ・補助事業により基盤整備を行った農地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要な農地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

- ・中山間地域等直接支払制度協定対象農用地

- ・農業振興上、市長が必要とする区域内にある農地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域に含めない。

- (a) 都市計画的条件から見て、市街地及びその周辺集落にある地域で、今後存続が困難と認められる農地

- (b) 自然的条件から見て、農業の近代化を図ることが相当でない農地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針
設定なし。

(ウ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、49.5haを農用地区域として設定する。

(エ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内の山林・原野のうち、混牧林地に適した山林7.0haを農用地区域として設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域を地形的に大分すると、平坦地帯、中山間地帯及び山間地帯に区分される。平坦地帯では、温暖な自然条件を生かし、水稻・施設野菜・露地野菜等の栽培がなされ、概ね農地は高度に活用されている。

中山間地帯では、水稻・施設野菜・露地野菜・緑化木・果樹等、多種多様な作目が栽培され、また、山間地帯でも水稻・露地野菜・果樹等が栽培されている。

一方、農業者の高齢化、後継者問題が深刻化し、市内全域で遊休・荒廃農地が点在する状況にある。また、近年、有害鳥獣による被害が拡大され、生産意欲の減退にもつながっている。

今後は、現状の主要作物を中心に地域の特性を活かした産地づくりを進めていくとともに、経営の合理化を図るため、ほ場・農道・用排水路等の土地基盤整備を推進する。

また、農地の流動化に関するあらゆる施策を講じ、農地の遊休・荒廃化を防止し、有効な土地利用を推進していく。

農用地等における利用の現況と目標

※「現況」は平成22年、「将来」は平成32年（単位：ha）

区分 地区	農 地			採 草 放 牧 地			混 牧 林 地		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
山 田	93.5	92.6	△0.9	—	—	—	—	—	—
岩 村	99.4	98.4	△1.0	—	—	—	—	—	—
明 治	151.0	149.5	△1.5	—	—	—	—	—	—
新 改	241.5	239.1	△2.4	9.6	9.6	0	—	—	—
佐 岡	183.7	179.8	△1.8	0.2	0.2	0	—	—	—
片 地	288.9	286.0	△2.9	—	—	—	—	—	—
大楠植	104.4	103.4	△1.0	21.4	21.4	0	7.0	7.0	0
繁 藤	43.5	43.1	△0.4	—	—	—	—	—	—
美良布	237.0	234.6	△2.4	—	—	—	—	—	—
西 川	25.1	24.8	△0.3	—	—	—	—	—	—
暁 霞	153.6	152.1	△1.5	—	—	—	—	—	—
在 所	482.2	477.4	△4.8	—	—	—	—	—	—
槇 山	248.4	245.9	△2.5	—	—	—	—	—	—
上葦生	174.8	173.1	△1.7	—	—	—	—	—	—
計	2,524.9	2,499.7	△25.2	31.2	31.2	0	7.0	7.0	0

区分 地区	農 業 用 施 設 用 地			計			山 林 原 野 等		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
山 田	0.9	0.9	0	94.4	93.5	△0.9	—	—	—
岩 村	3.2	3.2	0	102.6	101.6	△1.0	—	—	—
明 治	6.0	6.0	0	157.0	155.5	△1.5	—	—	—
新 改	9.6	9.6	0	260.7	258.3	△2.4	—	—	—
佐 岡	1.9	1.9	0	183.7	181.9	△1.8	—	—	—
片 地	7.2	7.2	0	296.1	293.2	△2.9	—	—	—
大楠植	7.5	7.5	0	140.3	139.3	△1.0	—	—	—
繁 藤	—	—	0	43.5	43.1	△0.4	—	—	—
美良布	6.0	6.0	0	243.0	240.6	△2.4	—	—	—
西 川	0.4	0.4	0	25.5	25.2	△0.3	—	—	—
暁 霞	1.0	1.0	0	154.6	153.1	△1.5	—	—	—
在 所	5.1	5.1	0	487.3	482.5	△4.8	—	—	—
槇 山	0.5	0.5	0	248.9	246.4	△2.5	—	—	—
上葦生	0.2	0.2	0	175.0	173.3	△1.7	—	—	—
計	49.5	49.5	0	2,612.6	2,587.4	△25.2	—	—	—

イ 用途区分の構想

(ア) 山田地区

① 山田 1～2

市街化区域の西側に広がる約 94.4ha の農用地は、平坦な優良農業地帯で、一部は早くから土地基盤整備事業がなされ、ほとんどが団地形成されている。

特に、中組・南組集落を中心とする地域は、一部宅地化が進んでいる地域もあるが、集団的で利用効率の高い優良農地がほとんどであり、水稻、施設野菜、露地野菜の栽培及び酪農等が盛んである。

本地域の農用地区域のうち、93.5ha を「農地」、0.9ha を「農業用施設用地」として用途区分し、集団性のある土地利用を推進していく。

(イ) 岩村・明治地区

① 岩村 1～2 明治 1～3

市街化区域の南部で、物部川西岸に広がる本地域は、水利条件が整備された平坦で集団的な優良農地が存する地域であり、水稻、施設野菜、露地野菜等の栽培が盛んである。このうち、約 259.6ha の農用地については、県営によるほ場整備事業が完了し、効率的な土地利用がなされている。また、その他の地域においても優良農地の保全策が進められている。

本地域の農用地区域のうち、250.4ha を「農地」、9.2ha を「農業用施設用地」として用途区分し、集団性のある土地利用を推進していくとともに、今後も引き続き、農地の基盤整備や流動化を推進して優良農地を保全していくよう努めていく。

(ウ) 新改地区

① 新改 1～2

新改川流域に広がる平坦な約 86.8ha の農用地は、水利条件の整った優良農地である。また、新改川兩岸の農地については、土地基盤整備が進んでおり、効率的な土地利用により、水稻、施設野菜、露地野菜が栽培されている。

本地域の農用地区域のうち、79.7ha を「農地」、5.0ha を「農業用施設用地」、また、山地の一部で放牧地として利用されている 2.2ha については「採草放牧地」として用途区分し、農地の流動化や幹旋事業等により農地の集団化を実現させ、集団性のある土地利用を推進していく。

② 新改 3

新改川北部に広がる中山間地の比較的平坦な約 67.6ha の農用地は、県営のほ場整備事業が実施され、効率的な土地利用がなされている。

本地域の農用地区域のうち、62.6ha を「農地」、1.6ha を「採草放牧地」、3.4ha を「農業用施設用地」として用途区分し、基盤整備の実施された地域については、農地の流動化、幹旋事業等を推進していく。

③ 新改 4

本地域は新改川上流に位置し、傾斜度 3/10 以上の農地が大半の中山間地域である。一部で基盤整備事業が実施されているが、農業者の高齢化・後継者不足・作業効率の問題等により農地の遊休・荒廃化が著しい。

本地域の農用地区域 106.3ha のうち、99.2ha を「農地」、入野・曾我部川集落の一部 5.8ha を「採草放牧地」、1.3ha を「農業用施設用地」として用途区分する。

(エ) 佐岡地区

① 佐岡 1

物部川の西側に位置し、杉田ダムより灌漑されたこの地域の農用地約 102.1ha については、概ね土地基盤整備が実施されており、水稻・施設野菜・露地野菜・緑化木等が栽培され、比較的高度な土地利用がなされている。

本地域の農用地区域のうち、100.1ha を「農地」、0.2ha を「採草放牧地」、1.9ha を「農業用施設用地」として用途区分する。

② 佐岡 2～3

本地域は、物部川の西岸に接する北部山間地帯で、農地の形状は、傾斜度 5/10 の棚田であり、主に水稻が栽培されている。地理的条件により、ほ場整備を実施することは困難であり、ほとんどが旧来からの零細な農地であることから、土地の効率性はきわめて低い。また、農業者の高齢化や後継者不足等の理由から、農地の遊休・荒廃化、山林化が著しい地域である。

本地域の農用地区域 81.6ha のうち、81.5ha を「農地」、0.1ha を「農業用施設用地」として用途区分する。

(オ) 片地地区

① 片地 1

物部川の西側に位置し、明治地区北部に連続する約 37.9ha の農用地については、岩村・明治地区と同様に、水利条件が整備された平坦な土地であり、水稻・施設野菜・露地野菜の栽培が盛んな地域である。

この地域は、県営によるほ場整備が、明治地区と一体的に実施されており、ほとんどの農地で効率的な土地利用がなされている。

本地域の農用地区域のうち 35.7ha を「農地」、2.2ha を「農業用施設用地」として用途区分し、利用権設定や斡旋事業等による農地の流動化を図り、より高度な土地利用を推進していく。

② 片地 2

物部川と龍河洞西方に連なる山々との間に存し、南北に延びる農地については、県営

のほ場整備事業や農道・用排水路等整備事業が導入され、効率的な土地利用がなされている。

本地域の農用地区域 95.1ha のうち 92.2ha を「農地」、2.9ha を「農業用施設用地」として用途区分し、集団性のある土地利用及び優良農地の保全に努めていく。

③ 片地 3

物部川の東岸に位置し、古くから市街地であった神母ノ木地区より北東部に広がる約 108.7ha の農用地については、一部の地域で基盤整備がなされている程度で、ほとんどの農地は零細かつ不整形である。

この地域の北東部では平成 9 年に高知工科大学が開校、また、高知テクノパーク（約 11.6ha）が整備され、地域全体が著しく変化してきている。

本地域の農用地区域のうち 106.9ha を「農地」、1.8ha を「農業用施設用地」として用途区分し、集団性のある土地利用を推進していく。

④ 片地 4

片地川上流の逆川集落を中心とするこの地域は、山林がほとんどで、片地川両岸から山の中腹にかけて農地が介在しているが、そのほとんどが棚田であり、零細な農地のままである。農業者の高齢化、後継者不足が顕著な地域であり、農地の遊休・荒廃化、山林化が進んでいる。

本地域の農用地区域 54.5ha のうち 54.2ha を「農地」、0.3ha を「農業用施設用地」として用途区分する。

(カ) 大楠植地区

① 大楠植 1～2

本市の市街化区域北側を流れる土生川流域に広がる約 85.0ha の農用地では、水稻・施設野菜・露地野菜等が栽培されている。この地域のうち、約 78.3ha の農地については、県営によるほ場整備事業がなされ、効率的な土地利用がなされている。

本地域の農用地区域のうち 78.3ha を「農地」、6.7ha を「農業用施設用地」として用途区分し、今後も引き続き農地の流動化を推進し、優良農地を保全していくものとする。

② 大楠植 3

本地域は、油石集落を中心とした山間の盆地状の地域で、主として水稻が栽培されている。この地域は、県営によるほ場整備事業が実施され、比較的効率性の高い農地の利用がなされている。一方、基盤整備の進んでない地域では、農地の荒廃化、山林化が進んでいる。

本地域の農用地区域 14.2ha のうち 6.7ha を「農地」、0.6ha を「農業用施設用地」、地区南部の比較的傾斜のゆるやかな山林 7.0ha を「混木林地」として用途区分する。

③ 大楠植 4

本地域は大楠植地区の北部に位置する山間部で、農地の形状はほとんどが棚田になっている。主として水稻・露地野菜が栽培されているが、一部では農地の遊休・荒廃、山林化がみられる。

本地域の農用地域 18.5ha のうち 18.3ha を「農地」、0.2ha を「農業用施設用地」として用途区分する。

④ 大楠植 5

本地域は大楠植地区の東部に位置し、22.6ha の山地が農地・採草放牧地として利用されている。

本地域の農用地区域のうち 1.2ha を「農地」、21.4ha を「採草放牧地」として用途区分する。

(キ) 繁藤地区

① 繁藤 1～2

本地域は旧土佐山田町北部に位置し、山林が大半をしめる山村地域であり、ほとんどが零細な農地であることから、土地の効率性はきわめて低い。また、農業者の高齢化や後継者不足等の理由から、農地の遊休・荒廃化、山林化が著しい地域である。

本地域の農用地区域 43.7ha を「農地」として用途区分する。

(ク) 美良布地区

① 美良布 1～9

香麗橋から上流吉野ダムまでの物部川南岸及び暁美橋付近の北岸にある農地 168.3ha については、ほ場整備を主とした基盤整備事業がかなり進んでおり、施設野菜・露地野菜ともに盛んに栽培されている。未整備箇所については事業導入により条件整備を図り、集団性のある土地利用に努めていく。

萩野川両岸に展開する棚田を主とした 50.1ha においては、ほ場条件が悪く抜本的な基盤整備事業は困難と思われ、農道主体の整備事業の実施により農地を保全していくものとする。

本地域の農用地区域 243.0ha のうち 237.0ha を「農地」、6.0ha を「農業用施設用地」として用途区分する。

(ケ) 西川地区

① 西川 1～3

西川の中流に展開している農地 22.4ha があるが、狭小かつ不整形な農地が多く小規模ほ場整備を含む土地基盤整備によりほ場条件を整備していく。

本地域の農用地区域 25.5ha のうち 25.1ha を「農地」、0.4ha を「農業用施設用地」として用途区分する。

(コ) 暁霞地区

①暁霞 1～4

五百蔵を中心とした平坦農地においては、土地基盤整備が実施されており、効率的な土地利用がなされている。未整備箇所については、今後も引き続き事業導入を図り、集団性のある土地利用に努めていく。ほ場整備中心の事業推進により施設野菜を中心に露地野菜・水稻の振興を図る。一方棚田においては、農道整備等を中心に農地の保全を図っていく。

本地域の農用地区域 154.4ha のうち 153.6ha を「農地」、1.0ha を「農業用施設用地」として用途区分する。

(サ) 在所地区

①在所 1～9

物部川北岸は新在所橋付近より、南岸は吉野ダムよりそれぞれ上流御在所橋付近までのわりあい平坦な農地は露地野菜・水稻を中心に作付けられているが、一部に湿田等を含むため、ほ場整備中心の事業の実施により、農地の高度利用を図る。

神賀橋兩岸の集落、梅久保地区及び川ノ内川の支流横谷川に沿って展開した農地については、狭小で不整形な棚田が多い。そのために農道を中心とした小規模ほ場整備事業を進め、農地の保全を図っていく。

本地域の農用地区域 487.3ha のうち 482.2ha を「農地」、5.1ha を「農業用施設用地」として用途区分する。

(シ) 槇山地区

①槇山 1～9

本地域は槇山川、舞川川に沿って農地が開けている。大栃周辺には比較的平坦な農地が多いが、その他の集落については急傾斜地に農地が散在しており、農業機械の導入も困難で、農業生産の近代化を阻害している。このため農地への植林が進み、農地面積は減少傾向にある。今後は可能な範囲での農地造成、農道等の基盤整備を進め、地区に適した作物である柚子を基幹作物として生産拡大を促進する。

本地域の農用地区域 253.4ha のうち 248.4ha を「農地」、0.5ha を「農業用施設用地」として用途区分する。

(ス) 上葎生地区

①上葎生 1～6

本地域は上葎生川、楮佐古川に沿って農地が開けている。槇山地区に比較すると平坦地が多く、稲作を中心に果樹、野菜が栽培されているが、農地への植林が進み、農地面積は減少傾向にある。このため農道等の基盤整備を進めるとともに、出来る範囲でのほ場整備も行い農地の集団化を図り、地域に適した作物の普及により農地の保全と利用管理を進める。

本地域の農用地区域 174.9ha のうち 174.8ha を「農地」、0.1ha を「農業用施設用地」として用途区分する。

2. 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市は、地理的な条件により、西南部平坦地帯・中部中山間地帯・東北部山間地帯とに大別される。西南部平坦地帯の農用地域域では、ほ場整備が完成した農地が多く、効率的かつ高度な土地利用が行われている。また、農道・用排水路の整備が行われたところもあり、整備の行われた地域では農作業の効率が上昇し、一定の投資効果が現れている。新しく完成したほ場では、水稲・施設野菜・露地野菜が栽培され、高度な土地利用が行われつつある。

中部の中山間地帯でも、ほ場整備や農道・用排水路等の基盤整備事業が実施され、基盤整備の行われた地域では、比較的高度な土地利用がなされているが、地理的な条件のために基盤整備を実施できる地域が限定され、整備率は西南部平坦地帯に比べかなり低い状況にある。

東北部山間地帯は平坦部が少なく、ほとんどが急傾斜地に散在している。地理的条件によりほ場整備を実施できる地域が少ないため、農道網の整備を重点とした優良農地の確保が課題となっている。

基礎整備の遅れている地域では土地利用の効率性が悪いため、離農者が多く、耕作放棄地・遊休農地の増加が著しい状況にある。このような現状を踏まえ、今後も引き続いて土地基盤整備の進んでない地域に、積極的に基盤整備事業を導入して土地利用の効率性を上げ、農地の遊休・荒廃化を阻止し、担い手農家の育成に努めていくものとする。

各地区別、土地基盤の整備及び開発計画については、次のとおりとする。

(ア) 山田地区 1～2

本地域のうち、上野・中組地区では農業構造改善パイロット事業により、27ha の農地ではほ場整備が実施され、効率度の高い土地利用がなされている。また、他の地域の農地についても比較的整形されたものが多く、高度な土地利用がなされている。

今後は、中組集落において村づくり交付金事業を導入し、農業用排水路を整備し、土地利用の効率化を図っていく。また、その他の地域においても、可能な限り基盤整備事業の導入を行っていくものとする。

(イ) 岩村地区 1～2 明治地区 1～3 片地地区 1

本地域は、旧土佐山田南部に広がる 287.7ha の平坦で水利条件が整備された優良施設園芸地帯である。この地域のうち、約 150.5ha の農地については、県営によるほ場整備事業が完了し、効率的な土地利用がなされている。

今後は、農業用排水路を整備し、高度な土地利用を推進していくものとする。

(ウ) 新改地区 1～3

新改川両岸に位置する須江・上改田・久次集落、また新改川北部においても県営によるほ場整備事業が実施され、効率的な土地利用がなされている。今後はより高度な土地利用を推進し

ていくものとする。

(エ) 新改地区 4

本地域は、ほとんどの農地が棚田状であり、地形的な理由により基盤整備は遅れているが、平山集落において、「新農業構造改善事業」によるほ場整備が行われ、効率的な土地利用がなされている。

今後は、基盤整備の未実施地域については積極的に基盤整備事業を導入するよう努めていくものとする。

(オ) 佐岡地区 1

物部川の西岸で、県道日ノ御子・土佐山田線の両側に広がる本地域は、「第 2 次農業構造改善事業」「新山村振興特別対策事業」、「小規模基盤整備事業」、「ため池等整備事業」等による基盤整備が行われ、効率的な土地利用がなされている。

今後は、村づくり交付金事業による農業集落道・農業用排水路を整備し、高度な土地利用を推進していくものとする。

(カ) 佐岡地区 2～3

本地域は、物部川の西岸に接する北部山間地帯で、地形的な理由のため、ほ場整備を実施することが困難であり、農地の基盤整備率はきわめて低い状況にある。

今後は、農道や用排水路等の整備を行い、土地効率を上げていくよう努める。

(キ) 片地地区 2

物部川東岸で、片地川より南側に位置する本地域の農地は、集団性 10ha 未満のものが多く、県営や「農村基盤総合整備事業」等により、48.8ha の農地でほ場整備がなされている。

今後も引き続き、基盤整備のできていない地域については、積極的に基盤整備事業を導入していくよう努めていく。

(ク) 片地地区 3

本地域は「農村基盤総合整備事業」や「土地改良総合整備事業」等により、杉田地区、古池地区、竹ノ前地区、宮ノ口地区、六反田地区、佐古藪地区等ではほ場整備がなされているが、他の地域のほとんどの農地は零細で不整形である。

本地域の北東部（船谷、間集落）には高知テクノパークが建設され、高知工科大学周辺の開発がされている。

今後の基盤整備事業については、都市計画に留意しつつ、推進していくものとする。

(ケ) 片地地区 4

片地川上流の逆川集落を中心とするこの地域は、山林がほとんどで、片地川両岸から山の中腹にかけて農地が介在しているが、地形的な理由により、ほ場整備は実施されておらず、一部で農道の整備が行われている程度で、基盤整備は大変遅れている地域である。このため、農地

の遊休・荒廃化が進んでおり、今後は、農道・用排水路等を整備して農地の遊休・荒廃化を阻止していくものとする。

(コ) 大楠植地区 1～2

市街化区域の北側を流れる土生川流域に広がる平坦な本地域は、県営によるほ場整備事業がおおむね完了し、効率的な土地利用が行われている。

今後は、基盤整備の未実施地域について、積極的に基盤整備事業を導入していくよう努め、高度な土地利用を推進していくものとする。

(サ) 大楠植地区 3～4

本地域は、ほとんどの農地が棚田状であり、地形的な理由により基盤整備の実施率は低い、油石集落において、県営によるほ場整備事業が行われ、効率的な土地利用が行われている。

今後は、基盤整備の未実施地域について、積極的に基盤整備事業を導入していくよう努めていくものとする。

(シ) 繁藤地区 1～2

本地域は、山林がほとんどであり、地形的な理由により、ほ場整備は実施されておらず、農地の基盤整備率はきわめて低い状況にある。

今後は、農道や用排水路等の整備を行い、土地効率を上げていくよう努めていく。

(ス) 美良布地区 1～9

本地域の平坦部では、ほ場整備が進んでおり、効率的な土地利用が行われているが、萩野川両岸に展開する棚田を主とした農地は、地理的理由によりほ場整備が進んでいない。

今後は、未整備箇所においてほ場整備、農道・用排水整備等の事業を導入していくよう努めていく。

(セ) 西川地区 1～3

本地域は、不整形な農地が多く、地形的な理由により基盤整備率は低い状況にある。

今後は、農道整備を中心に進め、土地効率を上げていくよう努めていく。

(ソ) 暁霞地区 1～4

本地域のうち、五百蔵地区を中心とした平坦部の一部ではほ場整備が進み、効率的な土地利用が行われているが、その他の地域には棚田も多く、零細な農地のままである。

今後は、平坦部の未整備箇所ではほ場整備事業を導入し、その他の地域では農道整備等を進めていく。

(タ) 在所地区 1～9

本地域のうち、平坦な農地の一部ではほ場整備が実施されているが、その他の地域では狭小で不整形な農地が多い。

今後は、平坦部の未整備箇所ではほ場整備事業を導入し、その他の地域では農道整備等を進めていく。

(チ) 槇山地区 1～9

当地区の内影仙頭、影山崎、小浜、根木屋、頓定、中谷川集落については、農業構造改善事業により農地造成、農道等の基盤整備が実施され、柚子を中心に団地化が形成されている。その他の集落においても各種事業の導入により、農道整備を中心に基盤整備を推進し、優良農地の確保に努めるとともに、生産性の高い農業経営を目指し、農業の近代化を図る。

(ツ) 上葎生地区 1～6

本地域は、比較的平坦なところに農地がまとまっている。このため各種事業の実施により、農道を中心とした基盤整備はある程度実施されている。特に五王堂集落においては、土地改良事業の導入により農地造成、農道等の整備が一体的に行われ柚子、露地野菜の作付けを図っている。その他集落においても今後一層の整備を進め作業の省力化、生産性向上を図る。

2. 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
用排水整備	農業用排水施設整備 中後入・本村・仁井田地区 L=480m	佐岡1・2	11.1ha	1	村づくり交付金事業
用排水整備	農業用排水施設整備 中組地区 L=1,250m	山田2	6.0ha	2	村づくり交付金事業
用排水整備	農業用排水施設整備 中野地区 L=430m	明治2	3.2ha	3	村づくり交付金事業
用排水整備	農業用排水施設整備 岩次地区 L=400m	岩村1	17.4ha	4	村づくり交付金事業
水利施設整備	合同堰改修	山田1・2 明治 1・2・3 岩村 1・2 片地 1・2	465.9ha	5	県営基幹水利施設ス トックマネジメント 事業
ほ場整備	ほ場整備 西川地区 A=4.1ha	西川1・3	4.1ha	6	
ほ場整備	ほ場整備 橋川野地区 A=2.1ha	美良布5	2.1ha	7	
ほ場整備	ほ場整備 猪野々地区 A=3.0ha	在所1	3.0ha	8	
ほ場整備	ほ場整備 白川地区 A=4.0ha	暁霞2	4.0ha	9	
ほ場整備	ほ場整備 五百蔵地区 A=5.2ha	暁霞3	5.2ha	10	
ほ場整備	ほ場整備 日ノ御子地区 A=4.3ha	美良布9	4.3ha	11	

ほ場整備	ほ場整備 永野地区 A=3.8ha	在所 4	3.8ha	12	
農道整備	農道舗装 五百蔵線 L=680m	暁霞 3		13	
農道整備	農道舗装 猪野々線 L=700m	在所 1		14	
農道整備	農道舗装 谷相線 L=3,120m	在所 6		15	
農道整備	農道舗装 梅久保線 L=1,660m	在所 3		16	
農道整備	農道舗装 猪野々線 L=3,330m	在所 1		17	
農道整備	農道舗装 岩改地区 L=850m	美良布 8		18	
農道整備	農道舗装 萩野地区 L=2,720m	美良布 6		19	
用排水整備	用排水路改修 五百蔵地区 L=30m	暁霞 3		20	
用排水整備	用排水路改修 有瀬地区 L=30m	暁霞 4		21	
用排水整備	用排水路改修 太郎丸地区 L=1,000m	美良布 5		22	
農道整備	農道新設 西谷下線 L=300m	槇山 8		23	

用排水整備	用排水路改修 古町地区 L=82m	明治 1		24	小規模農業水利施設保 全緊急対策事業
用排水整備	用排水路改修 中組地区 L=70m	山田 2		25	小規模農業水利施設保 全緊急対策事業
農道整備	農道舗装 梅久保地区 L=200m	在所 3		26	ダム周辺環境整備事 業
ゲート改良	スライドゲート 下野尻地区 1 式	美良布 4		27	ダム周辺環境整備事 業
用排水整備	頭首工補修 小川地区 1 式	美良布 3		28	ダム周辺環境整備事 業
用排水整備	ポンプ補修 蕨野地区 1 式	在所 8		29	ダム周辺環境整備事 業
用排水整備	用排水路改修 白川下地区 L=130m	暁霞 2		30	小規模農業水利施設保 全緊急対策事業
用排水整備	用排水路改修 五百蔵地区 L=140m	暁霞 3		31	小規模農業水利施設保 全緊急対策事業
用排水整備	用排水路改修 有瀬地区 L=75m	暁霞 4		32	小規模農業水利施設保 全緊急対策事業
用排水整備	用排水路改修 新田地区 L=122m	美良布 4		33	小規模農業水利施設保 全緊急対策事業
用排水整備	用排水路改修 菰生野地区 L=97m	美良布 3		34	小規模農業水利施設保 全緊急対策事業
用排水整備	用排水路改修 吉野地区 L=80m	美良布 1		35	小規模農業水利施設保 全緊急対策事業

用排水整備	用排水路改修 朴ノ木地区 L=50m	在所 5		36	小規模農業水利施設保 全緊急対策事業
用排水整備	用排水路改修 永野地区 L=100m	在所 4		37	小規模農業水利施設保 全緊急対策事業
用排水整備	用排水路改修 蕨野地区 L=98m	在所 8		38	小規模農業水利施設保 全緊急対策事業
用排水整備	用排水路改修 清爪地区 L=80m	在所 2		39	小規模農業水利施設保 全緊急対策事業

農業生産基盤整備開発計画図（附図 2 号）

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

各種農業生産基盤整備事業の実施にあたっては、本市の森林整備計画やその他森林施策との連携・調和を図り、農業との一体的な振興を図る。

4. 他事業との関連

本市振興計画との調和を図りながら、農業生産基盤整備計画を進めていく。

第3 農用地等の保全計画

1. 農用地等の保全の方向

本市の農用地面積は大きな増減は見られないが、農業就業人口の高齢化が見られ、労働力不足などにより、耕作放棄地の発生が懸念されている。

農用地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、一旦荒廃するとその復旧は非常に困難となる。また、将来にわたり、安全な食料を安定的に供給するとともに、農用地の持つ水資源の涵養や保水などの多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄地等による農用地のいかれを防ぎ、営農に適した良好な状態で農用地を保全していくことが重要である。

本市では「中山間地域等直接支払制度」、「農地・水・環境保全向上対策」に取り組んでおり、この活動を通じて農用地のいかれを防ぎ、その多面的機能を維持していく。また、基盤整備が完了した農地は引き続き優良農地として保全するとともに、今後は地域の現状に応じた小規模な基盤整備や、水資源の涵養や保水のための施設整備事業を必要に応じて進めていく。

2. 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営ため池等整備事業	ため池改修	片地3	15.4ha	40	舟谷池
農地・水・環境保全向上対策	環境保全に向けた共同活動	明治1	13.3ha	41	上小島
農地・水・環境保全向上対策	環境保全に向けた共同活動	明治1	12.6ha	42	戸板島
農地・水・環境保全向上対策	環境保全に向けた共同活動	佐岡1	44.4ha	43	佐野
農地・水・環境保全向上対策	環境保全に向けた共同活動	片地1	20.6ha	44	下ノ村
農地・水・環境保全向上対策	環境保全に向けた共同活動	明治1	38.8ha	45	明治

農用地等保全整備計画図（附図3号）

3. 農用地等の保全のための活動

農業委員会等との連携を図りながら、農用地の貸借や農作業の受委託の促進、及び遊休農地の発生防止や解消に取り組んでいく。また、集落営農組織の育成に努め、農業が持続的に維持される環境づくりを支援していく。

さらに、「中山間地域等直接支払制度」や「農地・水・環境保全向上対策」を積極的に活用し、農地保全活動を進めていく。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林のもつ、水源涵養機能・山地災害防止機能・生活環境保全機能・保健休養機能等、森林のもつ諸機能は農地の保全の上で大きな役割を担う。このため、本市の森林整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持増進を図っていく。

第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市においては、水稲や野菜・果樹・畜産等の複合による農業経営が多く、農業形態は、山間地・中山間地・平坦地で異なっている状況にある。

山間地域においては果樹栽培が多く、ユズを主幹作物とし、補完作物として銀杏・タラの芽・シントウ・花木等の栽培をおこなっている。

中山間地域では、水稲と露地野菜（オクラ・青ねぎ等）の複合経営が中心であり、一部では大葉やニラ等の施設園芸もみられる。

平坦地ではニラ、やっこねぎを中心とした施設園芸が盛んであり、また、水稲と露地野菜の複合経営も多くみられる。

今後は、各々の地域に応じた経営を推進していくとともに、利用権設定や農地の斡旋事業を推進し、担い手農家への農地の利用集積を図り、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図っていく。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)
家族経営	施設野菜	65 a	やっこねぎ	14
		60 a	ニラ	4
		25 a	大葉	2
	施設花卉	100 a	菊	1
		50 a	ユリ	1
		35 a	シンビジューム鉢物	1
	施設果樹	100 a	ブドウ	1
	稲作＋施設野菜	100 a	水稲 40 a やっこねぎ 60 a	81
		100 a	水稲 40 a ニラ 60 a	33
		65 a	水稲 40 a シントウ 25 a	4

家族経営	稲作＋施設野菜	100 a	水 稲 50 a イチゴ 50 a	2
		130 a	水 稲 85 a ピーマン 45 a	2
		60 a	水 稲 35 a キュウリ 25 a	1
		65 a	水 稲 30 a オクラ・春菊 35 a	1
	稲作＋露地野菜	90 a	水 稲 20 a 青ねぎ 70 a	29
		100 a	水 稲 50 a オクラ 50 a	6
		450 a	水 稲 250 a キャベツ 200 a	2
		300 a	水 稲 260 a シシトウ 40 a	1
	稲作＋果樹	110 a	水 稲 90 a 果樹 20 a	1
	稲作＋緑化木	160 a	緑化木 110 a 水 稲 50 a	1
	稲作＋特産果樹	180 a	水 稲 30 a ユズ 150 a	9
	稲作＋作業受託	340 a	水 稲	2
	露地野菜	1,000 a	シヨウガ	1
	特産果樹単一	200 a	ユズ 200 a	26
特産果樹＋補完作物	180 a	ユズ 150 a 補完作物 30 a	24	
酪農	300 a	搾乳牛 30頭 育成牛 10頭 飼料 300 a	3	
法人経営	工芸農作物	40 a	菌床シイタケ	2
	施設野菜＋露地野菜	1,100 a	シヨウガ	4

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業従事者の高齢化・後継者不足により、一部では農地の遊休・荒廃化が進んでいる。山間地の立地条件の悪い農地については、山林等への転用が進んでおり、平坦地では、耕作用地から資産的性格へ変化してきており、農地の転用も進んでいる。

今後は、担い手農家への利用集積等による流動化を促すことにより、効率的な農地の利用を図っていくものとする。

2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

担い手農家を育成するためには、農地の流動化による経営規模の拡大が必要である。そのために今後は、離農・規模縮小する農家の農地を担い手農家へ集積することを重点方針としていくものとするが、農地に対する財産的保有意識が強いため、所有権移転による流動化は困難な状況にある。このことから、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定や斡旋事業により、農業経営の規模拡大及び農用地の効率的な利用の促進を図っていくものとする。

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備計画等との調和を図りながら進めていくものとする。

第5 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業形態は、水稲と他産物との複合経営による営農が中心であり、集出荷施設・加工処理施設については、概ね整備されてきている。今後も引き続き生産組織育成強化を図りつつ農業機械の導入、作目ごとに対応した農業生産近代化施設整備を図っていくものとする。

(水稲)

農機具の個別保有による償却費の増大が経営全体にマイナスを生じているのが現状である。今後は共同育苗や農機具等の共同利用組合の育成を行い、農作業の省力化と生産コストの低減、農業経営の安定化を図っていく。

(施設野菜)

施設園芸については、レンタルハウス整備事業等により施設整備は一定の成果をあげてきたが、今後は農家の高齢化や担い手の減少が懸念されるため、遊休ハウス活用の普及・啓発等に取り組み、施設園芸の維持・発展を図っていく。また、重油価格の高騰に伴うコスト高に対応するため、被覆資材等を利用した経費削減への取り組みを推進していく。

(果樹)

ユズは急傾斜地での栽培が多く、栽培管理による多大な労力を要し生産性向上の妨げとなっている。このため、搬送施設（モノレール）、共同防除灌水施設等の整備を促進する。また、カラーリング施設を整備し、消費拡大を図っていく。

(酪農)

牛乳需給動向に即した計画的な牛乳生産を推進しながら専業農家の育成を進め、経営規模拡大を図るため、自給飼料基盤の拡充、飼育施設の近代化等の生産基盤の整備に努めるとともに、コントラクター・ヘルパーを活用しながら作業の外部化、労働軽減を図る。また、乳用牛群検定の促進による能力向上、飼育管理技術の向上等による生産コスト低減を進める。

2. 農業近代化施設整備計画

施設の種類	事業の概要	受益の範囲			対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数		
レンタルハウス整備事業	レンタルハウス整備 APハウス等	香美市全域	—	—	—	
施設整備	柚子カラーリング 施設整備	香美市全域	—	—	—	
施設整備	柚子搾汁施設整備	香美市全域	145ha	213戸	46	

農業近代化施設整備計画図（附図4号）

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林整備計画との調和を図りながら進めていくものとする。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の新規就農者は、平成18年度から22年度までに44名であるが、農業従事者の高齢化や後継者不足により、本市の基幹産業である農業は厳しい状況におかれている。本市では、新規就農を促進するため、農家の意識・所得の底上げを図るとともに、農業関係機関と連携した振興施策を講ずることにより、次世代を担う多様な担い手を育成していく。

2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対 函 番 号	備 考
—	—	—	—	—	—

3. 農業を担うべき者のための支援の活動

農業生産の中核を担う担い手の減少や高齢化が進行するとともに、農産物価格の低迷や生産コストの上昇で、経営環境の悪化や生産意欲の低下が懸念されており、担い手確保の必要性がさらに高まっている。このため、認定農業者や地域リーダーの育成・確保や後継者の就農促進など、農業経営の基盤の強化に向けた取り組みを促進していく必要がある。

認定農業者の育成・確保については、今後育成すべき農業者への普及啓発や経営改善計画作成の支援を促進するとともに、認定後のフォローアップ活動を充実・強化していく。また、家族経営協定を推進し、女性農業者の能力発揮の場の拡大を図っていく。

新規就農者については、情報提供や関係機関と連携した研修支援等、円滑な就農が行えるための施策を図っていく。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

本市では、農業を営みながら林業経営に従事している農家兼林家が多く、農林業を核とした交流を活発化することにより、自然とのふれあいの場、保健休養や文化活動としての活用ができ、農林業の担い手や後継者の育成・確保や地域資源の有効利用に期待がもたれる。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農業は、自然的条件を生かした施設園芸や露地野菜・果樹栽培を中心に発展してきたが、高知市に近いことや社会情勢の変化等により、農業後継者の他産業就業が著しく増えてきている。

本市の基幹産業である農業の振興及び農地の多面的機能の維持を図っていくためには、農業の担い手の確保・育成が重要な課題となる。こうしたことから、経営意欲の高い認定農業者の育成・支援や新規に農業へ参入しようとする者への支援を図るとともに、次代を担う子供たちの農業に対する理解を深めるために、情報発信や体験・交流の場づくりに努める。

(単位：人)

区 分	従 業 地								
	市 内			市 外			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的 勤 務							623	471	1,094
自 営 兼 業							121	76	197
出 稼 ぎ							4	5	9
日 雇 ・ 臨 時 雇							132	133	265
総 計							880	685	1,565

2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市は、兼業農家の占める割合が高く、いかに安定的に就業機会を確保していくかが地域農業の持続的な発展を支えるための重要な課題となっている。

高知テクノパークが整備されたことにより、県・市の関係機関連携のもと、積極的な企業誘致を行い、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図り、活力ある地域づくりを目指していく。

3. 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4. 森林の設備その他林業の振興との関連

本市の森林整備計画との調和を図りながら進めていくものとする。

第 8 生活環境施設の整備計画

1. 生活環境施設の整備の目標

本市は社会的・経済的事情の変化のため、非農家を包含した混住化の傾向にある。豊かで住みよい農村社会を実現するためには、こうした現状を十分認識したうえで、地域の生活環境施設の整備を進めていかなければならない。

2. 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
農業集落排水	片地 4 処理施設 1 式 管路 5,615 m	逆川地区 受益面積 18ha	47	

生活環境施設整備計画図（附図 5 号）

3. 森林の設備その他林業の振興との関連

本市の森林整備計画との調和を図りながら進めていくものとする。

4. その他の施設の整備に係る事業との関連

本市振興計画や各分野別計画に位置づけられた各種事業と連携・調整を図りながら、効果的事業の推進を図る。

第9 附図

別添

1. 土地利用計画図（附図1号）
2. 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）
3. 農用地等保全整備計画図（附図3号）
4. 農業近代化施設整備計画図（附図4号）
5. 生活環境施設整備計画図（附図5号）

別記 農用地利用計画